

第5回

総務文教小委員会会議録

平成16年1月23日（金）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第5回 総務文教小委員会

○日 時 平成16年1月23日(金) 午後3時00分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

○出席委員(9名)

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	天野 彰	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
〃	友定 良枝	一宮市学識経験者	〃	青木 隆子	尾西市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
〃	松村真早美	木曾川町学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議総文第19号 条例、規則等の取扱いについて

協議総文第20号 一部事務組合等の取扱いについて

協議総文第21号 公共的団体等の取扱いについて

協議総文第22号 交通関係事業について(その2)

(2) 提案事項

協議総文第23号 電算システム事業について

(3) 議会の議員の報酬について

3. その他

・総務文教小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 5 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

本日のご出席は、委員総数 9 名全員ご出席でございますので、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定によりまして開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

皆さん、こんにちは。大変寒くなりまして、皆様方には協議会の方へお出かけをいただきましてありがとうございます。

総務文教小委員会もだんだん煮詰まってまいりまして、細部のいろいろな案件についてご協議いただくわけでございますが、この委員会が項目としては一番多いものですから、一番最後まで残ると思いますが、是非ひとつ熱心にご協議いただきまして、適切なるご決定をお願いできればと思います。よろしくお願い致します。

まず、協議に入ります前に、12月まで合併協議会の委員でいらっしゃいました尾西市の服部豊委員にかわりまして、本日の委員会から天野彰委員が協議会の委員としてご参加いただくことになりました。

それでは、天野委員さん、一言ごあいさつをお願いします。

○天野 彰委員

ご無礼いたします。

過日、12月の選挙で服部前委員さんがああいう結果になりまして、実は尾西市の場合は、議会の代表は中学校区で 1 人ないし 2 人ということで、私は尾西市の第二中学校区におりまして、現在 5 人の議員が残ったわけですがけれども、二中校区からの議員を代表してということで参加をさせていただくことになると思っておりますけれども、いずれにしても、服部議員のように活躍はできないかもしれませんが、一所懸命協議に参加をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

最初に、12月25日の第 4 回目の合併協議会の中で、この総務文教小委員会で決定されました協定項目 23-28「社会教育事業」の子育てネットワーク充実事業の各項目の調整方針につきまして、「一定期間内に調整する」という文言を、「木曾川町の制度を生かす方向で一定期間内に調整する」と修正・決定をされております。

この件は、この委員会でも協議の際、ご意見として出ていたものでございまして、その方向で明文化してほしいとご要望があったと理解しております。協議会での修正・決定でもありますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、協議総文第19号、協定項目12 条例、規則等の取扱いについてを議題とさせていただきます。

まず、前回提案されました調整方針（案）について、事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

お手元の次第、はねていただきまして、1 ページをお願い申し上げます。

協議総文第19号、条例、規則等の取扱いについて（協定項目第12号）でございます。

調整方針でございます。

条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改定等を行うものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

この件につきましては、先般の12月19日の第4回小委員会で提案されたものでございますが、各市町へお持ち帰りになり、検討された結果、ご意見がございましたらお願いをいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

特段ご意見もございませんでしょうか。

この件については、ご了承いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

協議総文第19号について、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

それでは、協議総文第19号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議総文第20号、協定項目14号 一部事務組合等の取扱いについてを議題とさせていただきます。

前回提案されました調整方針（案）について、事務局から朗読をお願いします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

では、続きまして左の2 ページでございます。

協議総文第20号、一部事務組合等の取扱いについて（協定項目第14号）でございます。

調整方針を読ませていただきます。

尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の

日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思ひます。ご意見ございましたらお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

特段ご意見もございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ご質問等もないようでございますので、協議総文第20号につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第20号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議総文第21号、協定項目16 公共的団体等の取扱いについてを議題とさせていただきます。

先回提案されました調整方針(案)について、事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼します。3ページ、お願い申し上げます。

協議総文第21号、公共的団体等の取扱いについて(協定項目第16号)でございます。

調整方針でございますが、公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。

(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ただいまの説明で、ご質問等がございましたらお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

皆様、いかがですか。ご忌憚ないご意見を、ありましたらどうぞ。

特段ございませんでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

それでは、ご質問もないようでございますので、協定項目第16号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

続きまして、協議総文第22号、協定項目23-7 交通関係事業(その2)についてを議題とさせていただきます。

先回、交通関係について協議事項として提案されましたけれども、その2について、なお慎重に協議をするということで、その2については今回も協議させていただくということでございますので、その2について事務局から説明をよろしくお願いします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

4ページをお願い申し上げます。

協議総文第22号、交通関係事業について(協定項目第23-7号)。

交通関係事業(その2)の調整方針でございます。

交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとするということでございまして、複数の委員さんから、尾西市の交通指導員の廃止についてご意見をいただきました。

本日、再度この考え方を尾西市の総務課長の方から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

はい、お願いします。

○石原 照幸総務・選挙副分科会長

尾西市の総務課長石原でございます。よろしくお願いいたします。

先回持ち越しになっておりました交通指導員の関係につきまして、概略をご説明させていただきます。

尾西市の交通指導員につきましては、前回お話の中にごございましたように、小学校7校ございまして、各学校にお一人ずつ配置させていただいております。

その交通指導員の主な業務、これはほとんど100%と言っていいぐらいの中身につきましては、登下校時の児童・生徒の交通安全確保を図るということで、それぞれの学校におきまして、いわゆる一番危険と思われる箇所それぞれ立っていただいて、登校時あるいは下校時、児童の安全を確保しているという状況になっております。

確かに、この交通指導員の業務そのものは、大変現在私どもでも重要な事業だと思っておりますので、そういった意味では、これをどうして一定期間内に調整の上、廃止をするのかということでは、いろいろすり合わせの中でも議論をさせていただいたところであり

ます。

最終的にこういった方針に落ちつかせていただきましたというのは、いろいろ理由がありまして、それを簡単にご説明させていただきたいということなのですが、1点目は、指導員につきまして、たしか前回の委員会でもご議論になったかと思っておりますが、それぞれの学校にお一人ずつ配置しているということで、現実のところを申しますと、ほとんどの学校で、学校の正門前の押しボタン式の信号機のところで立ち番をしていただいたり、あるいは学校のすぐ近くの信号交差点のところで監視をしていただいたり、最も危険と思われる、あるいは大多数の児童が通るような箇所ということになりますので、おのずと学校周辺での監視が中心になってまいります。

そんなことがございまして、前回のご議論の中にもございましたように、果たして学校にお一人の指導員で本当に児童全体の安全が確保されているのかどうかというと、これは少し疑問なのかなと、そんなように感じられます。学校を中心にして、四方八方から児童・生徒が集まってくるわけですし、そのうちの一部は指導員によって安全確保はされているということなのですが、ほかのところは正直PTAの方々のご協力によって、それぞれ監視をしていただいているというような実情がございまして、それがまず第1点目の理由でございます。

それから、2点目といたしましては、先ほど言いましたように、ほとんどの学校で、PTAの方々が、朝、監視活動に出させていただいております。現在、一宮市においてもそういった活動を実施しておみえだということもお聞きしておりますので、すり合わせの中では、そういった一宮市と同じような活動を現実尾西市でも行っているわけですし、指導員の業務内容の一部を、例えば学校の先生あるいは保護者の方々をお願いするとしたら、それはそれで代替措置として対応できるのではないのかなと考えまして、結論を出させていただいたということでございます。

それと、これは理由の主なものになるわけではございませんけれども、例えば、予算的なもので申し上げますと、私ども7人の指導員さんたちをお願いいたしております、平成14年度決算ベースで申しますと、約550万円ほどの賃金をお支払いいたしております。平成15年度の予算でいきますと、これは賃金あるいは被服等を貸与いたしておりますので、金額的には643万円ほどの15年度予算を計上いたしているということになっております。これが、合併をした折に全市的に広がってまいりますと42校ということになるかと思っておりますが、そうした場合には、おおよそ今のベースで考えますと約3,800万円ほどの支出が必要になってくるのかなと、そんなこと等々も考え合わせまして、最終的には今一宮市でおやりのような、あるいは現実尾西市でもやっておりますPTAの方々のご協力によりまして、朝の立ち番等々をお願いいたしまして、交通指導員については、一定期間内に、PTAの方々のご了解を得ながら廃止していこうと、そんなふうをお願いをさせていただくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたように、先回いろいろと皆さんの中で活発に交通指導員については論議をしていただきました。

今、説明がございましたように、交通指導員、尾西市さんでおやりの7校で各校に1人ということ。については、多分、費用対効果とか、実際に危ない区間、登下校の際はP T Aの皆さんでお願いしているという実態を考えると、一宮市に合わせたいというようなことでございますが、子どもたちの安全がまず第一でございますので、その辺を踏まえながら、皆様方のご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

すみません、尾西市の生徒指導主事の小・中学校の先生に伺ったのですがけれども、尾西市の中で、このところにP T Aのことが、前の資料に一宮市が書いてある小学生の交通安全の確保については、登校時にP T Aが対応というのが尾西市もしてますけれどもというふうに先回のときに申し上げましたけれども、7校のうちの1校はしていらっしゃらないということで、多分ここには書いてないのだろうなというふうには理解しました。

それで、P T Aの方にもお伺いしました。P T Aの方たちは、全部に聞いたわけではないのですがけれども、1校になりますけれども、登校時にP T Aの方が対応していらっしゃいます。

それで、今の世の中、交通安全だけでなく、連れ去りでありますとか、そういう問題が多いものですから、現在、2年ぐらい前から下校時にも、朝の旗持ちをする人が腕章をつけるのですがけれども、腕章をして下校時にも立つ地域もあって、ずっとは続いてないところもあるようですけれども、かなりP T Aの方も力を入れていらっしゃいます。

それで、指導員の方が立たれないところで、ほかにもまだ危険なところがあるところは、やはりこれは危険だということで、学校の先生も対応されているところもあるようです。かなりP T Aも学校の先生も、交通指導員だけに任すのではなくて、それぞれに苦勞して対応していらっしゃいまして、生徒指導主事の先生方は、これがなくなるということは、すごく危機感を感じていらっしゃいます。

木曾川町は、現在のところP T Aの方がやってらっしゃらない、ここに上がってないというのは、やってらっしゃらないとすると、そのあたりはどういうふうにされていくのかを伺いたいです。

○梶田 信三委員長

木曾川町、はい、どうぞ。

○杉村 文男木曾川町教育委員会教育次長

木曾川町の教育次長の杉村です。

木曾川町におきましても、朝の登校時にはP T Aの皆さんのご協力を得まして、街頭指導等させていただいております。

なお、最近不審者が多いということで、帰りについてもP T Aの方の協力を得て、一定

の区間まで集団下校、またそのときには学校の先生も引率して集団下校等をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただ、今のお話ですと、いわゆる尾西市のように、お金を出して交通指導員さんをそこへ配置しておらない。実際には、P T Aの皆さんでお願いしているというようなご説明だと思うのですよね。

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

今まであったものがなくなるというのは、尾西市にとっては、やはりマイナスと感じる方が多いと思うのですよね。

子どもの問題でこれがなくなるということは、全体から考えても何かマイナスではないのかなというふうに、決して同じような配置の仕方ではなく、ここにあるような合併後一定期間内で廃止というふうではなく、何か違った形でもいいですので、前向きな方向でお願いすることはできないでしょうか。

○梶田 信三委員長

はい。ではどうぞ。

○伊神 正文事務局課長

先ほど、尾西市の総務課長の方から尾西市の現状をお答えさせていただきました。

それで、最終的には、先ほど予算の話もあって、全市に広げれば3,200万余の金額が増えていくといったことだけではございませんが、これがやはり2市1町合併すれば、一定期間内の、例えば2年間のみ続けるといったことがあったとしても、その後しばらくたてば、全部同じサービスを受けるのが望ましい姿であろうと考えております。

これを一宮市の方に広げるならば、先ほども出てました42校となってまいりまして、この42名の交通指導員の方を確保できるのかどうか、これはなかなか難しいことではなかろうかなと思っております。

最終的には、なかなか青木委員さん、ご納得いただきにくいかもしれませんが、2市1町の学校、P T Aの皆さん方に再度こういった事情をきちんとご説明申し上げ、今まで以上のご協力をP T Aの方に仰いで、子どもたちの安全を守っていくといったことで考えていきたいと思っておりますので、よろしくご賢察のほどお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

事務局からそうした説明がございましたけれども、ほかの委員さん、はい、どうぞ。

○天野 彰委員

この交通指導員の問題につきましては、実は私、職員時代から、もう既に10数年前に一度、この見直しの時期がありまして、廃止の方向で検討した時期も実はありましたけれども、いろいろ学校だとかP T Aだとか、交通防犯協会だとか、いろいろなところの意見を総合しまして、また引き続けているというのが実態であると思っております。

それで、あった方がいいか、ない方がいいかという話になりますと、なかなかこうした問題は、ハードの問題と違いましてソフトの部分ですから、やはり投資効果というのが非常に説明しづらいという事業ではあると思うのですね。

そうは言うものの、私も交通指導員の方といろいろともにやってきた一人という立場から言いますと、今、学校の門の前などで指導員が立ってみえて、子どもに声をかけて、特に下校時ですと、「気をつけて帰りなさいよ」と言って指導員が声かけるわけですがけれども、そういう姿を見ていると、小さい子どもの時代から交通安全指導といいますか、身をもって教えているというのが指導員だと思いますし、その姿は私もたまたま行き合った場合に、我々一般の者でも、交通安全の見えない、無言のうちのPRといいますか、啓蒙の効用といいますか、そういうものも実はあるわけで、費用は確かに3,800万円かかるということですので大変なことはわかるわけですがけれども、何か正直、このソフトの部分というのが、投資の金額と、そういうもので片づけられて切られていくという、そういうところが非常に残念に思いますし、寂しい気もします。

これ一定期間ということですから、事務局の方、2年ぐらいを想定してみえるのか、そこら辺のことはよくわかりませんが、指導員さん自身もベテランの方、もう何年、10年来やってみえる方も実はありまして、そういう人たちの処遇といいますか、やはりある程度いつまでやって、いつから先は廃止だよとか、こういうことをはっきり言うておいていただかないといけないと思いますし、できれば2年間か、1年なのか、そこら辺のところはよくわかりませんが、一度その事業の中身を評価していただきながら、存続か廃止かという議論についてこの場で、一定期間内に廃止するという、絶対廃止はまかりならぬよと私は言っているわけではないですがけれども、確かに効果もあると思っておりますので、慎重な扱いをしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

交通指導員の処遇の問題、それから効果の問題について、こういうものはお考え方もしれないというようなご意見もございましたので、ほかの皆さん、どうでしょうか。

はい、どうぞ。

○葛谷 昭吾委員

尾西市は、この交通指導員にお願いして、お金を払ってやってみえるということですがけれども、木曾川町の場合は交通委員がありまして、特に私は、木曾川町玉ノ井ですけど、ここには交通防犯委員が各町内から1人ずつ出ておりまして、全部で18名見えると思うのです。この方たちが朝の学童の交通指導に当たっているわけです。PTAさんも一所懸命やっていますけれども、自分たちの地域のことは自分たちで守るということで、この交通指導員にお願いするのも一つの方法かも知れませんが、地域の方でそういう組織づくりをやっていただくのがこれからの進む道ではないかと思っております。

先ほど、木曾川町の事情も言うてございましたけれども、誘拐されかかったという事件

も2つありましたもので、これにつきましても地域が一丸となって対応しなくてはいけないというふうで動いておるわけでありますので、自分たちのことは自分たちで守ると、基本的なことを守って、子どもたちを守っていくのが一番いい方法ではないかなと思っております。

以上です。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

それぞれ委員さん、いろいろなご意見がございまして、なかなかまとめづらい部分がございますけれども、ほかにご意見がございましたら。

はい、どうぞ。

○常川 雄次委員

私も、やはり学校に1人ずつ置いてという発想は確かにいいと思うのですが、時間の割に交通指導員というものは、例えば通学なり下校だけとすると、何か時間の割にすごくお金がかかるような気がして、今、学校関係見ますと、まさに防犯の方が非常に多くて、うちの方の連区でも本当に頻繁的に起きております。だから、ある意味では、今、セルフディフェンスという発想がありまして、子ども自身も気をつけるという教えをしておりますし、PTA全体で今やっております。

なかなか1,000人クラスの学校になると、1校に1人置いても余り意味がないのではないかなという気がしております。だから、ある意味では、合併をして同じ平等性とかを追求すると、やはり交通指導員にある程度かけるよりも、もう少し教育の方でお金の使い道があるのではないかと、そういうことを思います。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

女性の委員さん、いかがですか。よろしいですか。

ご意見を承っておりますが、いろいろなご意見がございまして、ただ問題は、一番大事なのは子どもたちの安全と申しますか、それが一番肝心だと思うのですよね。

ですから、どうでしょうかね、合併後、一定期間内にあわせて廃止するということがございますが、尾西市は尾西市で、今までやっておみえになって、いろいろと歴史があり、そういうものがありますので、そういうことを十分考慮の上、廃止なら廃止というようなことでまとめさせていただいていかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

では、すみません、そのようなことでよろしく申し上げます。

ありがとうございました。それでは、交通安全事業については、このように決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

続きまして、次の提案事項に入らせていただきたいと思います。

協議総文第23号、協定項目23-3 電算システム事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

次第の5ページをお願い申し上げます。

協議総文第23号、電算システム事業について（協定項目第23-3号）でございます。

調整方針を読ませていただきます。

電算システム事業については、システムの統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとするさせていただきます。

協議附属資料の方をお願いできますでしょうか。

はねていただきまして、1ページから3ページにわたります、それぞれのジャンルのたくさんのシステムがございます。一番上の税務住民情報オンラインシステム、◎のところを見ていただきまして、福祉系システムあるいは介護保険システム、家屋評価システム等々の電算システムがございます。

これが、それぞれ2市1町で内容も若干違いがございますし、契約している会社も違っているといたことでございますが、合併後は住民の皆様方にご迷惑をかけないような、速やかな統一を図ることが望ましいということでございますが、一番最後の5ページをお願いできますでしょうか。

電算システム統合の基本的な考え方といたしまして、3つほど挙げさせていただきます。

合併後の住民サービスの提供に支障を来さないこと、次に、セキュリティーやシステムの信頼性を十分確保すること、それから合併して、何日に合併か、まだ具体には決まっておりますが、例えば3月1日に合併して、3月2日から新しい市の方で業務開始となれば、その1日の間に統合しなければいけないということがございますので、統合作業が短期間で実施できること、これも大きな要素かなと考えております。

それから、統合にかかるイニシャルコスト、初期費用ということでございますが、初期費用及び統合後のランニングコストが安価であること、それから拡張性が高く、電子自治体の構築に対応可能であること、これは県や国の方がいろいろ、地方自治体とLANで結んでというようなことがいろいろ考えられておりますので、そういったことにも対応できるような拡張性が高い、柔軟性の高いシステムにする必要があるということでございます。

それから最後に、職員にとって使いやすく、統合作業が過度の負担にならないことといったことの要件、基本的な考え方を挙げさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま電算システム事業についての説明がございましたけれども、皆さんご意見、ご

質問等がございましたら、どうぞお願いします。

いかがですか。質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○梶田 信三委員長

なければ、この事案につきましては、お持ち帰りいただきまして、次回の委員会で、またご意見等がありましたらご協議いただくということでお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で、本日の提案事項まで終了いたしました。

続きまして、本日最後の議題でございますが、議会の議員の報酬についてご協議をいただきたいと思います。

この問題につきましては、先回の委員会で、合併の先進市の報酬の格差がどれくらいあるのか教えてほしいというご質問をいただいたところでございます。

そのこともあわせて、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○伊神 正文事務局課長

前回、編入合併あるいは新設合併で、議員の報酬はどのように調整されたのかといったことを、資料をお出しして説明したわけですが、これを見て、委員さんの方から一体どれぐらいの格差があるのかといったご意見がございまして、今回、表の方にしたためてまいりました。

まず、1番に編入合併・在任特例先進市の云々と書いてございますが、一番上が新潟市でございます、新潟市、潮来市、大船渡市と書いてございます。こちらの方が、編入合併をしたところの調整方針、調整されたものでございますが、金額といたしましては、2つのところは当然2つの対比、3つ以上あるところは一番高いところと一番低いところの格差を掲げさせていただいております。編入合併については、現行報酬の維持というのは、とりあえず稲沢市・祖父江町・平和町の合併協議会のみでございます。

裏側を見ていただきますと、新設合併の在任特例先進市の事例でございます。

一番頭の方が篠山、西東京等、一番高額の自治体に合わせるといった団体でございまして、次が南アルプス市から、現行報酬を維持といった団体を掲げさせていただいております。一番右の格差が、先ほど申しましたように、一番高いところと一番低いところとの格差を掲げてさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま、資料に基づいて説明もございましたけれども、皆様方からどうぞご自由にご意見をお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、では副委員長。

○川井 勇副委員長

木曾川町の川井でございます。

1点だけ、大事なことですからお尋ねいたします。

第4回の日には、やはり追加資料でご説明され、かなりご審議をされたこういう問題を、くどいようですがけれども、私ども木曾川町議会には、2市1町合併対策特別委員会がございまして、その時点で1名1名の本心の意志を確認した、そのことにつきまして先般ご報告をしたとおりでございます。

新市に合わせていただいて、同等の立場で十二分な審議をし、前進をしていきたいと、こういう方が11名。一宮市、尾西市、木曾川町、中間をとって出したらどうだというご意見が3名、そして5名の方が現状の維持と、こういうようなご発言をいただいておったことをご承知かと思えます。

そこで、これからフリートーキングでこのご審議をされるという意味を、私もう少し具体的にお尋ねをしたいと、こういうことが1点ございます。

それに並行しながら、私どもにはそういう機関がございしますが、3号委員の方々は、どういうところで、どういう場所でご審議をしてみえるか、単なる個人の意見で、この場でご発言してみえるのか、この辺もひとつ詳細にお尋ねをしたい。

そこで、たまたまこの総務文教小委員会には、一宮市の議会議長、本小委員会の委員長でございますが、各議会の意見はどのようにして収集してみえるか、その辺を尾西市、一宮市の各先生方からまずもってお尋ねをしたい、こういうことをまず1点、とりあえず要望します。お願いいたします。

○梶田 信三委員長

今のお話の、まず1点目の、どういうふうに取り上げてこれを決められるかというお話がありましたけれども、それは後でいいですか。こちらの現状の中で。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

今回のこの合併協議の中の協定項目の中に、「議員の定数あるいは任期の取り扱い」という項目がございしますが、議員の報酬という項目はございません。

本来ならば、この合併協議の中にその議論というのは馴染まない議論なのかもしれませんが、先進の合併協議の中でこれを取り上げてないところはございません。すべての協議会の中で、この議員の報酬は審議されているといったことでございます。

私どもの事務局の考え方といたしまして、先ほど申しましたように協定項目にないわけでございますから、この総務文教小委員会あるいは合併協議会として、このように決定したということではなく、総務文教小委員会の議論で、ある程度の方向性を出していただいて、それを全体の協議会に報告申し上げ、協議会としての方向性を出すといったような考え方でおります。

最終的には、これも前回、私から申し上げたと思いますが、特別職あるいは議員の報酬を決めるときに、各市町において特別職の報酬等審議会というのが設置されております。この議員の報酬を新たに条例で制定するときは、必ずその特別職の報酬等審議会にかけなければならないということになっておりますので、最終的には、どこの段階で特別職の報

酬等審議会を開催するか、まだ定かではございませんが、合併前か合併後かもしれません、特別職の報酬等審議会が開かれて、そこで市長の諮問に応じ答申があり、その答申を受けて、市長が議会に条例案を提案し、そこで議決されて決まっていくといった流れであろうと私どもは考えております。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

では、議会の方の、すみません、尾西市の方ちょっとお願いします。

○天野 彰委員

実は、私も最初に、川井委員さんがおっしゃったように、この席で我々の方針について審議されるということについて、実は私も驚いているというのが実態なのですが、正直なところそういう考え方というのがあるものですから、了解をさせていただきたいと思います。

それで、先ほど川井委員さんも触れておみえになりますけれども、実は前の服部委員さんのときに、在任特例の話はきちんと全員協議会のところで、尾西市としての方針をしっかりとさせないといけないので、在任特例はどういう方法でいくかということについては、議論はされました。それで、一応一宮市の任期に合わせるということに、尾西市としては方向づけしたわけです。

それに伴って、報酬についての議論は実はされてはいなかったというふうに私は承知しておりますけれども、持ち帰って議会の22人の議員の前で尾西市の考え方をまとめよと、おっしゃられるかもしれませんけれども、それはそれとしまして、そういうことになれば、当然努力はさせていただかなければならないと思っておりますが、その前に、この議員の報酬、結果的に1号議員、2号議員、3号議員というのができた場合に、私は正直非常に危惧するということですね。

といたしますのは、合併後の2年間というのは、私は非常に大切な時期だと思っておりますし、2市1町の議員が一致団結して、よりよいまちをつくるために努力する時期だと私は思っております。それで、新しい議会において、活動とか組織に亀裂が生じるようなことは絶対に避けていただかなければならないと考えております。

それと、個々の議員の能力といいますか、どういうことになるのかわかりませんが、尾西市の場合は今回の選挙で、特に26人の定数を22人に減らして厳しい選挙を戦ってきたわけです。そうした中で、出身自治体で差別にされるということになりかねないというふうに実は私は考えておまして、この合併を成功させるために、そういう亀裂の生じる恐れのあるような取り扱いだけは避けていただきたいと思います。

どうしてかといいますと、前の服部委員さんもおっしゃったかもしれませんが、大前提として、議員平等の原則というのが実はあるのです。これは当選回数とか得票数に左右されないということです。その中で、職員の取り扱いというの、こういう形で出身自治体によって待遇が変わるということは、絶対に避けていただきたいと思いますし、これは合併特例法にもきちんとうたってありますし、職員の身分の取り扱いについては、特に人

間の問題だとか、この給与の問題については絶対に公正に処理せよと特例法で決められているのですね。だから、我々の報酬も、多分に職員の給与とかそういうものに左右される部分というのは多いのですよ。だから、職員の方は身分もきちんと保障されておりまして、正しく公正に処理しなさいよと。

だから、議会の方はそういうことは言っていないですけども、考え方としては、私もそういうことではないかなと思いますし、議事録を読ませていただいたときに気になったところがあるのですけれども、実は自治法の203条の解釈、これについて、服部委員から法律に違反しているのではないかと、いう質問に対して、当局の方は、違反しているとは思っていないと、ただ、総務省の方は好ましくないよと、言っているけれども別に差をつけてはいけないという法律ではないので違反はしていないという当局のたしか答弁だったと思いますけれども、これは私の勝手な理論かもしれませんが、203条そのものの法律の考え方というのは、こういう差別というものは、私は当初から前提に入っていないと、予定されてないと思っています。議員の報酬が差別されるということを予定した法律ではないと私は思っております。

そういうことからいけば、わざわざ差別してもいいよというような法律になるはずがない話だと思っておりますので、当局の方も、私の考え方についてご意見があったら、また教えてもらいたいと思いますし、それよりも何よりも、この議員の報酬というものについて、当然、当局の方がおっしゃったように、最終的には市長が議員の報酬というのは条例主義ですから、絶対に条例が議会に出てくるわけですね。

議会に出てきたときに、我々議員が賛成だ、反対だと言って行うべきものと、ちょっと馴染まないと思うのです。議会に出てきて、いや私はこれは賛成だ、反対だというのが、そういうものではないと私は思っていますので、事前にどこかで、できるかできぬかわかりませんが、例えば2市1町の議員同士でどこか話し合いの場を持つとか、お互いに理解したところでやるとか。

確かにこの委員会の方向づけをしなければならぬということでしたら、そのように私も地元へ戻って努力はしますけれども、この問題が議題に出るということはわかっていましたので、正式ではないのですけれども個々の議員さんに聞いてみました。そうしたら、1号議員、2号議員、3号議員ということについて、既に報酬に格差が出ているということですが、そのことについては、私が聞いた範囲では予定しておりません。ですから、これをまとめよとおっしゃると非常に辛いところがあります。

それで先ほど、12月の選挙のとき、いろいろな座談会等に行くわけですが、行った先で、「天野さん、今、立候補して、あんた寿命いつまであるのですか」と、こういう話から始まるわけですが、「今の方向では一宮市の任期に合わせます」と。「それなら報酬はどうなるのですか」と、「いや、私は当然一宮市の報酬になると思っていますよ」と、こう言いながら選挙をしてきました。

そのときに、天野さんは地元の議員として、一宮市の議員さんに勝てとは言わないけれども、負けないように頑張ってもらわなければいけないと叱咤激励されて出てきた

わけです。

それと、もう一つ、尾西市の方は特殊な事情があります。ほかの議員さんたちが余り、仕方がないとなかなか言わないところがあるのですけれども、それはどういうことかといいますと、ご承知のように私ども12月選挙ですね。在任特例で任期は延びるわけですが、実は4年先の4月いっぱいということです。実際、我々は4年の任期はないのですね。3年4カ月の任期しかないわけです。8カ月分、いわゆるカットということになるのです。

それを、例えば一宮市の報酬に合わせていただいて、2年間報酬を高い方でもらったとします。としても、8カ月カットされる方が金額が多くて、なかなか理解していただけないところがあるのですよ。実は8カ月カットされると、一宮市の報酬に合わせても、270万ぐらいマイナスになります。それが尾西市の報酬のままでいくと570万円ぐらいマイナスですね、4年間全うできたときと、できないときとの差額が570万ぐらい出てくるのですね、今の報酬のままでいくとしますと。

そこら辺のところでも、かなり経費は節減してきておりますし、4人減らして頑張ってきましたし、ざっと計算しましても1億弱ですね、減額したのとマイナスになるものとトータルしますと。そこら辺のこともあります。

○川井 勇副委員長

よくわかりました。

そこで、我々2号委員ということですが、そういう相談をする議会の場所があると。こういうことで、各自治体によっては全員協議会でやられるところもあれば、また議会運営で調整しようとか、それはいろいろあると思うのですよね。

尾西市はどのような場所でこういうご審議をされているかということをお聞かせ願いたいと思います。

○天野 彰委員

必要に応じて、基本的には全員協議会で、特別委員会を設けていませんので、各分科会に出ている議員が代表して、必要に応じて全協で協議をする、そういう形になっています。

○梶田 信三委員長

いろいろご協議ございました。尾西市の議会としてのお考えをご報告いただきました。

一宮市の方は、先ほどどういふ場とということでございますのでご報告しますが、議会運営委員会でその都度、随時この様子をご報告しながら、皆さんのご意見を伺っているところでございます。必要があれば全員協議会等も開催をしながら、そのような方向でさせていただきます。

考え方については、当初に一度、議会としての考え方を述べさせていただいたとおりでございますので、その辺は変わっておりません。

今、天野委員さんからちょっと話がございましたけれども、自治法上の解釈、203条云々といった話がありましたけれども、確認したいと思いますが、どうですか、事務局の方は。

どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

今、天野委員さんの方からおっしゃいましたように、自治法の203条で、報酬及び費用弁償という項目がございます。この中で、議会の議員や委員会の委員には報酬を支給しなければならないとか、いろいろございますが、最終、第5項でございます、報酬、費用弁償、期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないと書かれておりますので、天野委員さんおっしゃったように、これは合併協議会で、複数の自治体が合併したときの、その差をつけた報酬を想定しないと、確かにそういうこともあるのかもしれませんが、私どもが法制担当とも協議し、この203条を読み取った段階では、必ず一つの報酬に合わせなければならないという解釈はできないだろうという見解になりました。

新聞報道で、静岡・清水の報酬が違うといったことに対して、総務省が好ましくないといったことは先ほど天野委員さんがおっしゃったとおりでございます、私がその後新聞で見たとお答えをさせていただきました。

例えば、これが法律に、203条以外の法律があるかもしれませんが、抵触するのならば、総務省あるいは法務省は、好ましくないという表現ではなく、法律に抵触する恐れがあるという表現を使うのではないのかなとは思いますが、従前にもこの方針で合併したという事実があります。もしこれが法律に抵触する話ならば、国が合併を認めないのではないかと考えます。

ただ、これは国の方の考えを聞いたわけではございませんので、再度、私どもの方で、また総務省、法務省の考え方をもう少し聞いてみようかなとは思いますが、私からは以上です。

○梶田 信三委員長

冒頭に、事務局の方からの説明がございましたように、本小委員会でその額なり、何でも決めるという権限ということ、それはございません。

ただ、方向性を決めて進められますように、特別職の報酬等審議会でその後決めていただくということになりますので、そのための参考意見といいたしめようか、小委員会としての方向性といいたしめようか、意見をということでございますので、必ずしも一本化しなきゃいかんということではございませんが、それぞれ合併協議会としてこのような意見がありますよということでございますので、それぞれ皆さんが、それぞれの意見をフリーにお聞かせいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○橋本 照夫委員

橋本でございます。

先回のときでしたか、合併協議会のときでしたかにも申し上げましたけれども、やはり今は尾西市の方の天野委員がおっしゃったけれども、不統一というのは変ではないかというご意見だと思うのですが、しかし、我々市民のサイドから申し上げるならば、断じて許されない話です。本質的に言えば、合併と同時に失職なのです。それを行政をつないで

いただかなくてはならないので、在任特例を認めました。

ですから、それを一緒にするという事は、下へ一緒になればいいですよ。一宮市が木曾川町のところへ持って行ってもらう、この一緒になればいいけれども、引き上げるなんてとんでもない話です。

先般、ちょうど説明会が私の方でありまして、強烈な意見が出ました。先生を前に置いて、「てめえら、ばかもの」と言って。世間がこれほど苦しんで、難儀して、一所懸命やっているのと。

ここで、あえて申し上げるけれども、私の友人で機屋をやっているのですけれども、コーヒー代がもったいないのでコーヒーが飲めないと言うのです。どんなことかと聞いたら、1時間100円にしかならないのですよ。それでもやはり我々一所懸命働かなければならないと、橋本さんわかってくださいと本当に涙流して言いました。そういう実情を鑑みて、もし統一という意味が、高いのか低いのか私はわかりませんが、もし引き上げということだったら、これは市民には説明がつかないと思います。

2回会場に私はお邪魔したのですけれども、その問題は強烈に出ています。もちろん、議会の中のことは私たちではわかりませんが、市民の気持ちからいったら、やはりこれはちょっと難しいのではないかなと思います。

ですから、先回るときにも申し上げたのですけれども、現状でご辛抱していただいて、その後はその後として私は公正に選挙に臨んでいただくという、それが一番ベターでないかなというふうに思います。ここで結論ではなく、議会で決められるということですから、我々が余り声高に申し上げるのは変ですが、恐らく大多数はそれだと思います。

天野委員がおっしゃったように、議員のみならず、職員の報酬の件でもそうですけれども、言葉が悪いのですけれども、このどさくさに紛れて一宮市の11等級に尾西市の9等級、木曾川町の8等級をそこへ持っていくなんていったらとんでもない話です。

ですから、これはやはりここでは結論が出ないかもしれませんが、それは無理な話です。以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

他にいかがですか。

はい、どうぞ。

○葛谷 昭吾委員

私、3号委員ですけれども、皆さんに寄ってもらって聞いた意見ではなく、個人的な意見です。

現状の報酬を維持していただきたいと、こういうことです。

以上です。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ、青木委員。

○青木 隆子委員

尾西市の方で私が出席させていただいた会合などでも、なるべく皆さんに意見を伺うようにしているのですが、そのところで、この報酬の問題を持ち出しますと、出てくることが、もう議員さんを延ばすことでさえというような意見が出てきてしまうのです。そういうことを考えると、やはり上げるということにかなり、市民の立場としては厳しいご意見が、私の行ったところがそうなのかもしれませんけれども、そういう方が多かったです。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○天野 彰委員

なかなか厳しい意見ばかりですけれども、少なくとも私は選挙に際して、きちんと自分の身分をお話ししながら選挙はやってきておりますので、橋本委員さんの意見とは少し違うところがあります。

それと、もう少し、今の橋本委員さんがおっしゃったけれども、非常に気になるのですね、実は。木曾川町の出身の職員で、例えば同じ課長で、同じ仕事をしていて、待遇が違うという話は、先ほど言いましたように、公務員法にそれこそ違反すると思いますよ、これは。

○梶田 信三委員長

途中ですけれども、その件は別にまた協議する場がありますね。ですから、そのときにお願いたいと思います。ここは、あくまでも議員の報酬のところでございますので。

○天野 彰委員

たまたま、私どもの報酬に絡めて、職員の方のそういう話が出てきてしまうものですから、私は職員の方のことは、職員は身分をきちんと保障されているということを申し上げているのであって、その個人個人を評価して、適正に評価して、それに見合った処遇をなさないと、わざわざ特例法で1条設けてやっているのですよ。だから、そういうこともあるといけないから、あえて1条設けてやっているのだと思っておりますよ、こういう職員の処遇問題なんかについてもですね。

○梶田 信三委員長

やはり先ほど申し上げましたように、その職員の処遇については、また後ほどじっくりとまた協議させていただきたいと思っておりますので、また後でよろしくお願いします。

○川井 勇委員

では、最後に、この議員報酬に関して、1点だけ追加をしていきます。

この追加については、先ほどから在任特例を2年間認めてやったのだから報酬は上げられないと、こういう世間世論の話を強調してみえる、これも一理わかります。

ところで、その逆もございますね。低いところに合わしたらどうだと。これに対して、委員さんは賛成でございますか、その辺を再確認して終わります。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○葛谷 昭吾委員

これは、現状維持でいいのですわ、低いところに合わせぬで。あくまでも現状維持。

○川井 勇委員

その理由を述べてください。

○葛谷 昭吾委員

これは、在任特例で、いわゆる2年間、議員でいれるということです。この在任特例を使うだけで私は十分だと思います。

ですから、現状は別に低いところに合わせるのではなくて、現状を維持していただきたいということです。

○梶田 信三委員長

ほかに。

どうぞ。

○友定 良枝委員

事務局にお尋ねしたいのですけれども、例えばこの件に関して、1万人対象のアンケートがありますよね。あのときに、具体的に数字を出して、在任の場合はこういう感じになりますと市民に判断を求めるといことはできないのでしょうか。今からアンケートをつくり直すとか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

アンケートの内容は、前回の全体協議会でお示しさせていただいたとおり、もう印刷もできて発送するばかりでございますので、今からの変更は不可能です。

○友定 良枝委員

先ほど川井委員さんから言われたのですけれども、もちろん私は1人1人、1軒1軒に聞いたわけではないのですけれども、そうやって電話をかけてくる人というのは、確かに問題意識があって、わざわざ私の家にかけてくると思うのですけれども、この件に関して結構電話がかかってきまして、名前は言いませんけれども、議員さんの言いなりになるなとか、本当に世間がこんな不景気なのにとか、あと自分が会える限りの範囲の知り合いとか、友達も、市民感情としてはそのような意見が多かったものですから、本当の市民の意見で、もうアンケートはつくり直せないと言われるのですけれども、どうやったら反映できるのかなと考えまして、ちょっともう一回事務局にお尋ねしたいのですけれども。

○梶田 信三委員長

どうぞ、事務局。

○伊神 正文事務局課長

もともと今回のアンケートというのは、この合併協議全体に意見をいただくこと、ある

いは大きいウエイトといたしましては、新市の建設計画を策定いたしております。これについてのご意見を頂戴するといったことでアンケートを実施しようと考えております。

この議員の報酬についても、先ほど調整項目にないと申し上げたとおり、これを、たとえ協定項目があったといたしましても、この小委員会または協議会で議論することを広くあまたの住民の方に聞くということは想定いたしておりません。

では、多数の住民の意見をどのように反映すればいいかといったことは、そもそもこの協議会が自治法252条の2項で設置された協議会でございます、本来ならば、この協議会というのは職員のみで構成される協議会でございます、252条の2というのは。ただし、合併特例法というのがございまして、ここの3条に合併協議会というのがうたわれておるわけでございますが、この合併というのは、自治体にとって非常に重要な案件であろうといったことで、議員の皆様、それから市民の皆様が入っていただいている協議会でございます。

なおかつ、私どもの本協議会は、公募でそれぞれ2市1町、お二人ずつの公募委員に入っております。そういった住民の代表の方が、それぞれ今、友定さんがおっしゃったように、住民の方の電話がかかってくるか、お話をいろいろな意見をおっしゃる方もいるでしょう。そういった意見を酌み取って、この協議に臨んでいただいて、その皆様方の意見を反映していただくというのが今回のこの協議会の構成メンバーの成り立ちであろうと考えております。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○天野 彰委員

在任特例の適用について、もう一言お願いしたいと思います。

振り返ってみますと、一宮市の議員と木曾川町の議員、去年の4月でしたか、改選がありまして、そのときには、これほどシビアな部分までPRしながら選挙をやられたとは正直思っておりません。間違っていたら指摘していただければ結構ですけれども、4月の時点では合併問題についてはまだまだの状況の中で、一宮市と木曾川町の議員さんについては改選が終わっております。

ところが、私どもは、もう合併を前提にした協議会が始まった中で選挙をやってきましたので、在任特例についてもきちんと私は、ほかの議員さんは知りませんが、全体として理解された上で選挙が進んできていると思っておりますので、2年間の延長で十分だということではないと思っておりますので、これはきちんと私どもは立場が違っているということだけ申し上げておきます。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○常川 雄次委員

ここでその選挙の話言われても全然わからないのですけれども、基本的には、やはりそ

の新市のことについて考えるべきであって、要は特例により、一宮市の市会議員が78人に増えると。そこで年間8,000万、2年間で1億6,000万余分にかかるということに対してどう思われているかということなのですね。僕もいろいろな意見を市民から聞きますと、全員が全員、納得していないのですよ、それは。民意は、多分そちらの方向だと思います。一人として一宮市に合わせるということに対しては、いいと言う人はいません。

もちろん全員に聞いたわけではないですけども、やはり、総務文教小委員会の席ですので、やはり新市の状況について、お互いやっていけないから合併するわけで、状況について前向きに考えていかないと、やはり駄目ではないかなと思います。

だから、ある意味では、1億6,000万について、僕としては増えなければいいと思います。だから、先ほど木曾川町に合わせるのは難しいと言いましたけれども、全体で割るとか、一つの案もありますけれども、とにかく一宮市の市会議員に合わせるというのは難しいというか、世間は納得しないのかなと思います。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○青木 隆子委員

すみません、事務局の方に1つ確認ですけども、以前のように、編入合併の形をとることであると、一宮市の報酬を下げるということは考えにくいとご意見いただいたと思うのですけれども、確認をお願いします。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

これは、先ほどの橋本委員さんからもおっしゃっていただいたことですが、今回は編入合併でございます。編入合併ということは、一宮市の議員はこの在任で、普通であれば、特例をとらなければ、尾西市、木曾川町の議員はすべて失職といったことでございます。それを、在任特例という特例法を利用して、一宮市の議員の任期まで在任いただくといったことございますので、今の説明で、もともと失職しない一宮市の議員を下げるということは想定はされていないと考えております。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

やはり、方式としてそういうふうだということなので、一宮市の方は下げられないというのはもちろんわかりますけれども、一住民として、やはり対等合併というのがある以上、やはり対等でしていただくのが一番いいのかなということで、一宮市の方にも痛みを分けてもらいたいという気持ちはもちろん持っています。

ただ、それはとても難しいことだということをおっしゃられているので、これ以上上げるということがなければ、皆さん納得していただけるのではないかなと思います。

○梶田 信三委員長

それぞれいろんなご意見が出まして、ここでまとめるというのは非常に難しい話でございまして、次回、まとまるかどうかわかりません。もう一回、次回また皆さんのご意見を聞きながら、次回に、では両論で、例えば全体の合併協議会の方へ総務文教小委員会の場合としてはこういう意見がありましたというような形でまとめざるを得ないかなと思っておりますが、次回にまとめさせていただきたいと思っておりますので、本日はこの辺で終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、その他としまして、総務文教小委員会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○森 輝義事務局長

それでは、次第の6ページ、資料6をご覧ください。

次回「第6回 総務文教小委員会」は、2月25日水曜日2時から、この場所を予定しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

○梶田 信三委員長

大変長時間熱心にご協議いただきまして、ありがとうございました。

本日予定をしておりました議題は以上で終わりました。本当にありがとうございました。

午後4時18分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年2月10日

会議録署名委員 梶田 信三 (自署)